

神戸市救急救命活動対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の教育・保育施設において、在園児の突然の心停止などの不測の事態に対し迅速かつ適切に応急措置を実施することにより、児童の安全・安心を確保することを目的とし、救急救命活動対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 事業を実施する事業者は、市内において運営する教育・保育施設に自動体外式除細動器を設置し、在園児の安全・安心の確保に努めるものとする。

(補助)

第3条 市長は、事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、民間事業者に対して補助を行うものとする。

(細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、こども家庭局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。